



2026年6月29日

各 位

会 社 名 東北特殊鋼株式会社  
代表者名 代表取締役社長 成瀬 真司  
(コード：5484)  
問合せ先 取締役執行役員 板橋 弘昭  
(TEL 0224-82-1010)

## 臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年9月中旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月15日（水曜日）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- |          |                                                                                                                                           |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 基準日  | 2026年7月15日（水曜日）                                                                                                                           |
| (2) 公告日  | 2026年6月29日（月曜日）                                                                                                                           |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）<br><a href="https://www.tohokusteel.com/investors/announce/">https://www.tohokusteel.com/investors/announce/</a> |

### 2. 本臨時株主総会の開催予定日及び付議議案等について

当社が2026年5月15日に公表した「その他の関係会社である大同特殊鋼株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、大同特殊鋼株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立した場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき、当社株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主（岡谷鋼機株式会社、東京窯業株式会社、光通信KK投資事業有限責任組合、UH Partners 3投資事業有限責任組合、UH Partners 2投資事業有限責任組合、エスアイエル投資事業有限責任組合及びHIKARI TSUSHI N INVESTMENTS OKINAWA株式会社をいいます。）は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

つきましては、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合の開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しなかった場合には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本公開買付けの買付け等の期間が延長された場合、本基準日も延期する予定です。

以 上